

POPs 条約第 6 回締約国会議 (COP6) の成果の概要

1. 会議の概要

平成25年4月30日から5月2日までジュネーブ（スイス）において、ストックホルム条約（POPs条約）の第6回締約国会議（COP6）が開催され、新たに1種類の物質（ヘキサブロモシクロドデカン：HBCD）が同条約の附属書A（廃絶）に追加されることが決定されました。この物質については、今後、国際的に協調して製造・使用等の廃絶に向けた取組を行うこととなります。また、過去に附属書に追加された化学物質の代替物質の評価、個別の適用除外に関する今後の作業計画、条約の有効性の評価などについての議論が行われました。

2. 会議の成果

会議では、各国からの意見を受けて、議長の指示により、[1] HBCDの附属書掲載及び新規POPs物質、[2] 技術援助・資金源、[3] 三条約の連携及び予算、[4] 遵守手続の4分野で作業グループ（コンタクト・グループ）が設置されたほか、条約の有効性評価についても少人数グループが設置され、個別のテーマに沿って集中的な議論が行われました。

会議の主な成果は、次のとおりです。

(1) 条約への新規POPs物質の追加

第8回残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC8）における検討結果を踏まえ、今次締結会議に対して附属書A（廃絶）への追加の勧告が行われた1物質については、下記の表のとおり、附属書への追加が決定されました。この物質については、今後、条約の下、国際的に協調して、その製造・使用等を廃絶することになります。

この決定により改正される附属書の発効は、国連事務局による各国への通報が到着してから1年後になります。我が国においては、それまでに、条約で定められている規制内容に基づき、国内で担保するための所要の措置を講ずることになります。

また、バーゼル条約に対して、同物質を含む廃棄物の環境上適正な管理を進めるためのガイドラインの作成などの技術的検討を要請しました。

○附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD)	難燃剤	製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) 建築用のビーズ法発泡ポリスチレン及び押出発泡ポリスチレンに用いる当該物質の製造及び使用

(注意)

- ※1 適用除外の規定については、その効力が発効した日から5年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われることになっています。

- ※2 日本としてこれらの用途を適用除外とするか否かについては、今後、国内で検討することとしています。
- ※3 上記の表中の情報は省略・簡素化しているため、規制内容の詳細については、下記の条約事務局のホームページから会議文書をご覧ください。
POPs条約事務局のホームページ (<http://www.pops.int/>)

(2) 過去に附属書に追加された化学物質（ペルフルオロオクタンスルホン酸：PFOS）の代替物質の評価

2009年の第4回締約国会議（COP4）で規制物質に追加されたPFOS（界面活性剤）に関し、その代替候補物質の性能や安全性についてPOPRCで情報収集・検討した結果が報告され、今後、引き続きPOPRCで作業を続けることになりました。

(3) 個別の適用除外に関する今後の作業計画（PFOS、ブロモジフェニルエーテル）

2009年の第4回締約国会議（COP4）で規制物質に追加されたPFOS（界面活性剤）及び4種類のブロモジフェニルエーテル（BDE）（難燃剤）については、いくつかの用途に対して適用除外が条約上で認められています。これらの適用除外については、PFOSについては、2014年に各国の状況を調査し、2015年の第7回締約国会議（COP7）において、BDEについては、2015年に各国の状況を調査し、2017年の第8回締約国会議（COP8）において、これらの適用除外が引き続き必要であるかを評価するという作業計画について、今次締約国会議において合意しました。我が国は、エッチング剤、半導体用レジスト、業務用写真フィルムの製造時のPFOS使用について規制の適用除外を認めていますが、今後、本COPで合意されたこれら適用除外の見直しにかかるプロセスに合わせて、国内の実態調査を行う予定です。

(4) 条約の有効性の評価

条約の有効性評価については、条約事務局により提案された有効性評価の枠組みや世界モニタリング計画の改定案などが採択されました。今後は枠組みの中で提案されたスケジュールに沿って、有効性評価が行われる予定です。

我が国としては、引き続き、的確な国別報告書の提出、環境モニタリングデータの提供、東アジアPOPsネットワークにおける活動等を通じた貢献を行っていくこととしています。

(5) その他

2014－2015年事務局の予算については、3条約拡大合同締約国会議の枠組みの中で議論され決定しました。

次回会合（COP7）は、2015年5月にジュネーブで開催される予定です（今回と同様に3条約の締約国会議を連続で開催するとともに、3条約共通の課題についてあわせて議論する予定）。